

十八世紀の中津城下町商業

山本香代

一、はじめに

二、城下町商業保護政策

三、城下町諸商業の展開

(一)酒商売

①門外酒造とのかかわり

②酒造株について

③他所酒

(二)油商売について

①門外油木商売について

②油の流通について

(三)他所醬油について

(四)魚商売について

(五)小祝について

四、結び

一、はじめに

中津は、天正十六年に黒田勘解由が、山国川河口のデルタに築城したことにより、城下町として歩み始める。その後、慶長五年に細川氏が領主となり、城下町作りに着手する。この細川氏が肥後へ転封した後、寛永九年に小笠原氏が入部し、城下十町が完成する。次いで、享保二年から奥平氏へと領主が交替し、奥平氏十萬石の城下町として、幕末に至るのである。

奥平氏の城下町中津を研究したものとしては、橋本操六氏の「豊前中津藩における町人生活の一考察―享保年間の変遷を中心として―」⁽¹⁾があり、初期の町制・相場・人口・庶民生活などが、既に明らかにされている。

その他、中津藩における在方商業の成立を扱った篠藤光行氏の「農民的商品市場の成立過程」⁽²⁾などが挙げられる。

「惣町大帳」という享保年間から幕末にかけての町役所の記録が、膨大に残されているにもかかわらず、現段階まで、中津城下町の研究は、ほとんどなされていないというのが現状である。

本稿では、数少ない先学の業績をふまえて、『市令録』『惣町大帳』にみられる中津城下町商業の展開を奥平氏入部以後、寛政年間までの約八〇年間の門外とのかかわりを中心に追ってみることにする。

(1) 『大分県地方史』二四・二五号

(2) 『経済学研究』二一―四

二、城下町商業保護政策

興平氏は、中津入部直後の享保三年に城下町の支配機構の再編成を行っているが、商業支配の面でも、城下町商業を強化するため、享保二年七月、「四商売城下三里四方御停止、但、酒造・油木・綿替・蠟板場」という三里内四商売禁止令を出している。この規定によって、城下と在方との商業上の区別が明確になったといわれている。

その他、城下と在方を区別するものとして、城下の門口に「口屋」を六口設けている。

ここで、口屋について、「記註撮要」（巻二十）を中心にして、時代を追ってみてみることにする。

まず、享保年間であるが、①口屋は、城下と門外との間の物資の移動を取り締まる。②物資が口屋を通過する際には、先方や送り主の印が必要である。③「在中々御家中并町江石持来ハ、一切御門通申敷ハ」というように、生活物資以外の物でも城下へ入れることを口屋は制限できる。と、いうようなことである。

元文・寛延年間になると、次のようなことが加えられる。

①口屋を通る物資の量によって、通過する際の届出先が、「御年寄衆」であったり「御目付」であったり異なる。②口屋を通過する際には、切手が必要である。③品物の種類によって、具体例を挙げると、大豆は、碓瀬・小倉・金谷・島田の各口屋、石は、小倉口というように、通る口屋が指定されている。④品物によっては、口屋を通す日が決められている。例えば、豆腐用の大豆は、一か月に六日と決められていたが、城下からの苦情により、毎日、小倉・金谷・島田の口屋を通してよいことになっている。

宝暦年間に入ると次のようになる。①「町場米高直ニ付飯米及難儀ハニ付川口御口屋入米御免申渡ハ事」というように、口屋が入米調節によって、城下の物価調整を行っている。②元文・寛延年間に引き続き、日田紙・竹皮は、碓瀬口、日田綿は、諸口屋からというように、品物によって、通る口屋が指定されている。③切手についてであるが、材木・灰類・蠟は、口屋を

通る際切手が必要であり、それらの切手は、運上所からもらい受け、口屋で引き合せの上、通過できる訳である。⁽¹²⁾

明和年間に入ると、それまでであった品物の口屋指定が、一部ではあるが、「竹の皮礮瀬口ニ限入申ゆ處、已後は嶋田口・礮瀬口両口屋方入ゆ」というように、若干緩められてきている。また、運上所切手が、酒・醬油・胡麻油の一定量以上に、必要とされるようになってきている。⁽¹⁴⁾

以上が「記註撮要」によるものであるが、「惣町大帳」宝暦三年三月十九日の条では、他領である小祝浦との出入の監督まで、口屋が担うことになっている。

ここで、口屋の仕事・役目をまとめてみると次のようになる。

①城下と門外との間で取引きされる物資や他領と城下への人間の出入の監督。②城下の物価調節。③城下へ出入する物資へ

運上を課す。

①②③のことから、城下町における口屋の存在というものは、城下と在方との区別、防備以上に、城下商業保護に役立っているといえよう。

次に、口屋以上に城下町商業を保護し、藩財政に直結する運上について述べることにする。

中津藩では、「宝暦の改革」において、藩財政立直しをはかるため、宝暦三年より川口に運上役所を設

表一 酒 運 上

新博多町組	500目	大坂屋	藤 蔵
	600目	丹後屋	七右衛門
	400目	湊 屋	伝兵衛
	500目	湊 屋	兵四郎
古博多町組	500目	濱田屋	惣次郎
	600目	はりま屋	惣左衛門
京町組	500目	高崎屋	
	300目	高崎屋	
	15匁	貝 屋	孫右衛門
古魚町組	300目	玉 屋	清兵衛
	300目	井筒屋	勤兵衛
	250匁	菱 屋	七兵衛
	150匁	桑田屋	惣 助
	100目	美濃屋	甚次郎
桜町組	250匁	はりま屋	才兵衛
	250匁	さだ屋	吉右衛門
堀川町組	200目	豊後屋	忠兵衛
	50目	富来屋	十兵衛

宝暦三年九月二日「惣町大帳」より
単位：銀

表二 油 運 上

新博多町組	200目	亀 屋	清右衛門
	150匁	亀 屋	惣右衛門
	100目	三木屋	新次郎
	100目	灰 屋	善三郎
	100目	いよ屋	善九郎
	100目	いそ屋	傳 六
古博多町組	150匁	中 屋	久次郎
	100目	玉 屋	源 助
	100目	さだ屋	助左衛門
	100目	野田屋	藤左衛門
京 町 組	50匁	ひめし屋	次右衛門
	古 魚 町 組	100目	はの屋
100目		井筒屋	甚左衛門
100目		さだ屋	吉郎兵衛
100目		井筒屋	弥兵衛
50匁		茶 屋	市郎兵衛
200目		茶 屋	善五郎
50匁		むろ屋	利 吉
100目		はりま屋	才兵衛
300目		立田屋	傳 蔵
100目		新 屋	吉右衛門
50匁	はりまや	彦五郎	

宝曆三年九月二日「惣町大帳」より
単位：銀

け、特定の間屋・商人に営業の独占権を与え、運上を課している。

具体例を挙げると、宝曆三年三月に出された触状によると「船荷物出入并町在罷出荷ひ売致ゆ者ニ」運上が課せられ、「腰札」という営業許可証が発行さ

れている。(15)

同年九月には、城下の酒屋・油屋に運上が課せられている。それらを示したものが表一・二である。

表一によると、十八名の者に酒運上が課せられている。中津城下には、酒造家が四八軒あることになっているが、ここではその半分以上にしか運上が課せられていない。

表一・二を比較してみると、酒造の方が油より運上がかなり上回っている。同様に、油の運上高は均一しているが、酒運上は上下の開きが大きい。

また、共通して、新博多町、古博多町、京町、古魚町の各町組に、酒屋、油屋がみられることから、同業者が一町に集団居住しているのではなく、分散していることがわかる。

表三 御門外町支配商店運上

① 新博多町支配出小屋

5	見	せ	市	十	郎
1	同		清	兵	衛
50	同		吉	兵	衛
8	同		藤	兵	衛
6	同		又	兵	衛
6	見	せ	後		家
6	見	せ	久	兵	衛
8	見	せ	吉	右	衛
3	見	せ	後		家
8	同		八	郎	兵
50	同		平	右	衛
15	同		善	九	郎
25	同		勤		平
80	同		作	兵	衛
3	同		平		助
4	鍛	冶	甚	右	衛
250	見	せ	久	兵	衛
8	鍛	冶	九	兵	衛
4	同		七	右	衛

② 米町支配砵瀬御門外

8	見	せ	源		介
12	同		孫	兵	衛
15	同		平		吉
20	同		庄	右	衛
10	鍛	冶	弥		吉
18	紺	屋	勘	兵	衛
25	室		伊	兵	衛
12	見	せ	源	右	衛
1	鍛	冶	喜		七
2	同		兵		介
15	見	せ	宇	兵	衛

③ 塩町支配砵瀬

12	鍛	冶	吉	右	衛	門
5	見	せ	利	左	衛	門
16	同		清	右	衛	門
5	鍛	冶	善	五	次	郎
3	見	せ	庄	半		郎
2	鏡	研	新	兵		平
110	見	せ	太	兵		衛
100目	同					衛

④

		軒数
新博多町支配出小屋		19
米町支配砵瀬御門外		11
塩町支配砵瀬		8
合計		38

⑤

	見せ	見せ酒	鍛冶	見せ質	紺屋	室	鏡研	計
新博多町支配出小屋	13	2	3	1	0	0	0	19
米町支配砵瀬御門外	6	0	3	0	1	1	0	11
塩町支配砵瀬	5	0	2	0	0	0	1	8
合計	24	2	8	1	1	1	1	38

(註)・①～③の支配別軒数の合計を表わしたものが④である。

・①～③の業種に注目して作成したのが⑤である。

宝曆四年三月四日「惣町大帳」より 単位：銀 匁

次に、門外町支配の商売店の運上をみてみることにする。表三は、宝暦四年の運上を示したものである。この表から以下のことがいえる。

①門外町支配の総軒数(17)のおよそ四割が商売店である。特に、新博多町支配出小屋(以下出小屋と記す)では、六割にもその数のがほる。②運上が課せられている業種の中で「見せ質」が大割程あり、際立って多くの運上が課せられている。③「見せ」は、出小屋に集中している。④城下と門外町支配の運上高に大きな差がある。

以上①④のことから、門外町支配では、「見せ」商売が中心であり、その商売規模は城下とは比べものにならず、小売商店がその中核をなしているということ、門外町支配の中で出小屋が活気を呈していることがいえるのではなからうか。

註 (1) 橋本氏前掲論文

(2) 『市令録』諸商売・旅人問屋・宿手形之部(以下「諸商売之部」と記す)享保二年七月

(3) 「記註撮要」(卷二十)享保三年十一月三日、同四年三月二十七日、同五年九月十八日、同六年四月六日、十一月三日、同十七年七月二四日、同二〇年十一月八日

(4) 「記註撮要」(卷二十)享保六年十一月三日

(5) 「記註撮要」(卷二十)享保四年三月二二日

(6) 「記註撮要」(卷二十)元文五年十一月二日

(7) 「記註撮要」(卷二十)寛延元年閏十月八日

(8) 「記註撮要」(卷二十)寛延二年八月八日、同三年四月二〇日

(9) 「記註撮要」(卷二十)寛延二年八月八日

(10) 「記註撮要」(卷二十)宝暦元年

(11) 「記註撮要」(卷二十)宝暦三年十月二四日、同十一年八月十九日

- (12) 「記註撮要」(卷二十) 宝曆三年十一月四日、十日
- (13) 「記註撮要」(卷二十) 明和元年七月朔日
- (14) 「記註撮要」(卷二十) 明和三年十二月二四日
- (15) 「惣町大帳」宝曆三年三月朔日
- (16) 「市令録」酒造之部享保二年酉正月
- (17) 庄文書「中津町々軒数之覚」では、門外町支配総軒数は、八六軒となっている。

三、城下町諸商業の展開

(一) 酒商売

① 門外酒造とのかかわり

酒造は、四商売の一つとして、城下から三里内では禁止されている。

門外酒造では、城下から三里外の尾永井村に、享保四年十二月に許可されたものが最初である。⁽¹⁾

この尾永井村は、城下から三里外に位置しているため、四商売三里内禁止規定には該当しない。にもかかわらず、城下商人から難波の意が示される。そのためであろうか、この段階では、藩は尾永井村の件を差止めている。⁽²⁾

その後、藩は、享保十年に「遠在ニ而町家酒屋共ニ邪魔ニ不成場所」には、酒造を許可する方針を打出している。⁽³⁾ ところが、これに対しても城下から「難波之訳」が出されている。⁽⁴⁾

以上が、享保年間の門外酒造に対する藩と城下商人の動きである。

その後、門外酒造に対して、城下酒屋商売家から嘆書が出されるのは、安永八年十一月の植野村藤四郎に対してのものである。それまでの城下からの嘆書とは異なり、初めて一個人に対して苦情が述べられている。

その嘆書によれば、藤四郎は、現在のところ「濁酒商売専売出し」⁽⁶⁾ているのだが、城下商人側してみれば、将来は酒造にまで手を出しかねないということを理由にして、彼と彼以外の者も含めて門外での酒造営業の差止めを要求している。

城下商人が、植野村をはじめとして、門外酒造に難渋の意を示している理由をさらに述べると次のようになる。

① 植野村は、「町場酒屋日々小売等仕駄之往来筋」⁽⁷⁾にあり、「其場所え濁り酒造商売仕ゆ者町場之酒売口減少仕」⁽⁸⁾るといふこと。

② 「在方は米直段も御城下も余分下直ニ御座ゆ、山方近く故薪等も下直ニ御座ゆ上、米突日雇銀等ニ至まで定而下直」⁽⁹⁾ということから、「酒造濁り酒迄随分下直ニ売ゆ而も商売ニ相成ゆ」⁽¹⁰⁾となる。そのため、「下直を好む諸人」⁽¹¹⁾が、在方で酒を買ってしまうことになり、その上、「諸用も相弁ゆ様」⁽¹²⁾にもなる。その結果「町場ニ人出次第ニ無数相成、酒造商売ニ不限諸商売等迄も衰微可仕」⁽¹³⁾ということにもなりかねないという懸念が、城下商人に生じている。

③ 更に、最近在方で濁酒が造られるので、城下で造られる酒が、「例年と違格別不捌ケ」⁽¹⁴⁾で、城下では、「当年は酒造仕込数も無数」⁽¹⁵⁾状態である。

以上が、城下酒造商売家の言い分である。

その他、安永八年の段階では、「御他領西近村ニ酒屋数多出来ゆ而御当代御城下酒屋中も甚迷惑仕」⁽¹⁶⁾というように、中津領内の問題ではなく、西側他領における酒造までが、城下酒造商売を圧迫しているわけである。これらの地域は、城下から三里内に位置しているが、他領である以上、三里内四商売禁止規定が及ぶ場所ではない。統制しようにも藩としても致し方ないわけである。それだけに、城下に大きく圧迫を及ぼしていると考えられる。

次に、天明期についてみてみることにする。

天明四年十一月、藩は、町年寄に「在方」の酒造についての「存念書」を提出させている。⁽¹⁷⁾

天明五年二月の酒造株売渡しに関する申渡しでは、⁽¹⁸⁾その中に「在方酒造人頭」という言葉が使用されている。「在方」とい

うことで、三里内外のどちらの地域を指すのかは判断できないが、門外酒造に「頭制」ともいうべきものが、取り入れられているようである。⁽¹⁹⁾

藩は、門外酒造を野放しにするのではなく、「頭制」を導入するなどして、掌握していたのではないだろうか。

この時期の門外酒造について、城下側から苦情が出されているのは、前述の植野村の酒株を「買受置ゆ而造ゆ」加来村甚兵衛や「御領境」で三里外に位置している青村などである。

加来村甚兵衛については、三里内ということもあって、「在中酒株と申ゆ儀伝承不申」ということで、城下酒造商売家から営業差止めの願いが出されている。⁽²⁰⁾

ところで、ここでこの時期における揚酒商売について少し触れておく。

天明五年十一月に、藩は、門外揚酒商売の運上を門外町支配の「出小屋、碓瀬え揚酒商売ゆもの」⁽²¹⁾にまで、上納することを拡大しようという方針を打出している。⁽²²⁾これに対して、町年寄が、苦情を申出るのが、「店運上之増方ニ在之」⁽²³⁾ということ、退けられている。

次に、寛政期の門外酒造についてみてみる。

寛政十二年に城下酒屋年番から「近年ニ至り御門外段々酒造願立、願之通被仰付ゆ風聞承り申ゆ而は日用銀薪等迄も高直ニ相成、市中之酒屋酒売レ方弥不捌相成」⁽²⁴⁾という理由で、「市中御門外酒造濁り酒之義、無株之分御差留メ被下置」⁽²⁵⁾たいという願書が出されている。

また、この願書の中には、前述の植野村藤四郎、加来村甚兵衛らは、「宿酒株」を所有していたため、城下商人が差止めを要求しても、藩が彼らの営業を差止めていかなかったということも述べられている。⁽²⁶⁾

安永八年の段階では、門外の酒造に対する差止め要求であったが、この寛政十二年の願書においては、城下・門外を問わず「無株之分」に対する差止めを要求しており、門外でも株を所持している者は、除外されている。このことから、城下酒屋商

売家が、門外酒造に対して譲歩してきているのではないかと考えられる。

酒造に濁酒を付け加えて差止めを要求していることについては、おそらく濁酒の造酒量が、かなりあって、城下酒の売口を減らす方向に作用していたためではないかと考えられる。

濁酒については、寛政三年四月に「是迄濁酒制ゆ而商売致ゆ義仍願申付ゆへ共、以来ハ酒造株持之ものは格別、其外ハ願出ゆ共不申付」という方針を藩が示している。酒造株所持の者のみに、濁酒商売を許可することとしている。

このことは、濁酒が、酒造株を所持している家において造られる酒と同じ扱いを受けるようになりつつある即、酒造株の統一ということを意味しているのではないかと思われる。

註 (1)、(2) 『市令録』酒造之部享保四年十一月

(3)、(4) 『市令録』酒造之部享保十年十月

(5)~(16) 「惣町大帳」安永八年十一月二四日の条の「乍恐奉願上口上之覚」

(17) 『市令録』酒造之部天明四年十一月

(18) 『市令録』酒造之部天明五年二月

(19) (20) 「惣町大帳」寛政十二年八月二九日の記事中の天明四年辰七月二八日付

(21)~(23) 『市令録』運上之部天明五年十一月

(24)~(26) 「惣町大帳」寛政十二年十一月二八日

(27) 『市令録』酒造之部寛政三年四月二三日

⑤酒造株について

酒造は、通例酒造株の所有者に許可される。この酒造株は、周知のごとく幕府が直接掌握しており、各藩においても厳格な統制下に置かれている。

中津藩でも奥平入部直後、酒造高・株の改めが行われている。『市令録』によると、酒造高は、八五二五石⁽¹⁾、酒造家は、前述したように四八軒となっている。

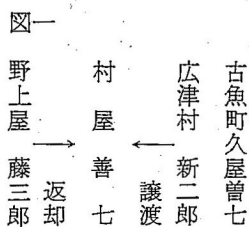
ここでは、酒造株を通して、城下酒屋商売、藩の対応などをみていくことにする。
まず、酒造株の譲渡についてみてみる。

天明五年二月に酒造株の売買について、「他組え売渡御停止其組限之事⁽²⁾」という触が出ており、寛政元年八月には、幕府から「一軒株」の分譲が禁止され、同年九月には、同じく酒減石と新株無用の触が出されている。⁽⁴⁾

酒造株の譲渡について、以上のような干渉を幕府や藩が行っているということは、株の分譲などが横行していたということが考えられるであろう。

例えば、古魚町久屋曾七名儀の株が、図一のように、村屋善七へ譲られ、善七は、別口の株を返してもらおうなど、⁽⁵⁾ 一人で所有している株の内容が複雑化してきているということも起きている。

また、城下の株が門外へ流出したり、株札名と実際の所有者名が異なっているというようなことは、かなりあったと考えられる。



ところで、享和元年に幕府から、他領と領内、領内在町間での株の譲渡が、届ければ認められるという旨の触が出される。⁽⁶⁾ この幕府の方針に対し、中津藩は、他領への株の譲渡は「先ツ見合ゆ」という措置をとり、⁽⁷⁾ 在町間での株の譲渡は、そのまま受け入れている。

以上のことから、中津領内における酒株の譲渡に関する規定をまとめると、①株の売買は一組内においてのみ許可する。②在町間ならば譲渡は許可する。③譲渡の際は、その旨を届ける。ということになるであろう。

ところで、享和元年の幕府の触の一部を前述したように藩として実施を見合せているの

は、おそらく、他領との間で株の譲渡が行われれば、連上収入減等、藩にとって不利になることが起こるからだと思われる。幕府は、他領へ株が譲渡されても、その手中にある株には変わりないわけであるが、藩のレベルでは株が減少することになるから、容易に実施することはできないであろう。

中津藩がとった措置が、他藩においてでもみられるかどうかは、未調査のためはっきりしないが、幕府法が、即藩でそのままの形で実施されるとは限らないということはいえる。

ところで、酒造は、前述したように株の所有者に許可されるのが原則であるが、実際には、無株酒造も行われていたようである。

濁酒ではあるが、「無株ニ而造りゆ義、市中御門外御差留之義願出ゆ」ということからもうかがえよう。⁽⁸⁾

また、寛政十二年十一月に、堀川町橋本屋又左衛門の無株酒造、中島屋、宇野屋長右エ門の酒造許可に対し、酒造家の増加による持株酒造家の酒の売行き減少ということで、城下・門外の無株酒造の差止めを要求するという動きもみられる。⁽⁹⁾

城下、門外を問わず差止めの要求を出さなければならないほど、新興の酒造家が、従来からの酒造家の商売に割り込んできているのである。

では、城下の持株酒造家の様子はどうかであろうか。

次の表四は、文化二年の「酒造小面分限造高帳」⁽¹⁰⁾から作成したものである。

表中のB/Aの値が以上上ものは、本人の持株高よりも実際の造り高が多いことを示している。おそらく、他人名儀の株を借り受け商売をしているものと思われる。

先程登場した宇野屋などは、「C-B」の値が最も大である。このように急成長している背景には、株の集積及び酒の過造が当然あると考えられる。

また、同じく急成長している者は、享和元年に在方から株を譲り受けていることがわかる。以前の株の所在地が、添地地域

表四

町名	名 前	A	B	B/A	C	C-B	備 考
		酒造株高 (天明8)	酒造米高 (天明8)		酒造米高 (文化元)		
新博多町	大坂屋 専 八	260	322	1.24	322	0	○ {享和元年榎本村 酒造株譲受}
	村屋 善 七	300	336.666	1.12	336	0.666	
	丹後屋 源四郎	260	477	1.83	350	-127	
	細屋 顕 蔵	70	320	4.57	300	-20	
	三木屋次郎左エ門	200	188	0.94	300	112	
	湊屋 紋 吉	230	100	0.43	200	100	
	塩屋 喜兵衛	210	310	1.48	310	0	
	立田屋 伝次郎	50	511.2	10.22	250	-261.2	
中嶋屋 久兵衛	11.76	6.5	0.55	200	193.5		
古博多町	鉄屋 政次郎	260	400.6	1.54	250	-150.6	
	田乍屋 林兵衛	100	396	3.96	396	0	
	和泉屋 伊左エ門	200	398	1.99	200	-198	
	玉屋 助右エ門 俣彦次郎	250	396.25	1.59	280	-116.25	
	濱田屋 幸右エ門	270	689.5	2.55	320	-369.5	
京町	播屋 九左エ門 俣牛太郎	155	330	2.13	450	120	○ {享和元年矢部村 酒造株譲受}
	高嶋屋 喜右エ門	180	368.32	2.05	200	-168.32	
	貝屋 孫右エ門	220	350	1.59	560	210	
	高嶋屋 善次郎	40	70	1.75	200	130	
古魚町	藤屋 源四郎	170	372	2.19	300	-72	
舟町	葉野屋 往兵衛	150	397	2.65	200	-197	○
	井筒屋 勘之助	80	1450	18.13	1450	0	
塩町	美濃屋 小四郎 跡久助	50	481.75	9.64	410	-71.75	○
	美濃屋 源 八	50	400.47	8.01	250	-150.47	○
豊後町	新屋 善次郎	150	100	0.67	360	260	
	五郎右エ門 佐田屋 俣猪之作	180	320	1.78	320	0	
諸町	宇野屋 長右エ門	3	11.44	3.81	280	268.56	
姫路町	江本屋 柳右エ門	50	45.15	0.90	300	254.85	{享和元年洋田村 酒造株譲受}
計	27軒	4149.76	9557.856	—	9294	-263.56	

(注) ○ A、B、C、C-Bの欄の位は「石」

○ B/A欄は天明8年の株高に対する酒造高の割合を示す。

○ 備考の○はB/Aの数字が4以上のものである。

に限られているが、このことと彼らの急成長とがどのように関連しているかは、現段階では不明である。

註(1) 『市令録』酒造之部享保二年七月

(2) 『市令録』酒造之部天明五年二月

(3) 『市令録』公儀之触之部寛政元年八月

(4) 『市令録』公儀之触之部寛政元年九月

(5) 『市令録』酒造之部寛政三年四月二三日

(6)、(7) 『市令録』酒造之部享和元年二月

(8) 『市令録』酒造之部寛政十二年十一月

(9) 『惣町大帳』寛政十二年十一月(日付不明)

(10) 『惣町大帳』文化元年五月四日記事中の「酒造当時実之造高帳面持出ス」

② 他所酒

他所酒は、現段階において収集した史料中、延享二年五月の「当秋新酒出来ひ迄他所酒商売御免」というこの一件のみ、城下へ入れることが許可されている。これ以外の他所酒の取り扱いについては、全て「他所酒御停止」⁽²⁾ばかりである。⁽¹⁾

中津藩で「他所酒御停止」という政策がとられる理由として、中津城下町の人口と酒の消費量との関係、他所酒と領内産の酒の品質の違いなどが考えられる。

前者については、領内産の酒を消費して、なお他所酒まで消費しうるだけの人口を中津城下町が抱えていなかったということ。後者については、領内産の酒が良質でないがために、他所酒に消費が向いたのではなからうか。

まだ他にいろいろな理由が挙げられるであろうが、結局は、領内産の保護に藩が力を入れていたということに結びつくもの

と思われる。

註 (1) 「市令録」酒造之部延享二年五月

(2) 「惣町大帳」寛保三年十二月、延享二年二月、宝曆八年十一月、寛政十二年十一月、万延元年十二月などに、他所酒禁止の申渡しが見られる。

(一) 油商売について

① 門外油木商売について

すでに述べたように油木は、城下三里内において、その営業は享保二年七月から禁止されている。

門外での油木商売について、藩は、明和六年二月城下に対して、「町方障ニ相成ゆハ、願出ゆ」と申渡している。城下から何か願ひ出たのであろうか、明和七年には「御門外ニ油木立ゆもの之ゆ處以来不被仰付ゆ」といふ藩の姿勢が示されている。

「御門外」といふ莫然とした地域ではあるが、享保二年以来の城下三里内油木禁止の方針を受け継いでいるようである。

ところが、明和七年から四年後の安永三年には、下庄村善助の油木商売に対して、城下油屋十九名から、「在中か様之商売仕ゆ様被仰付ゆ而は、御城下ニ罷在ゆ私共商売自然と相衰」といふ理由で、差止め願ひが出されている。明和七年の藩の方針は、無実化⁽⁴⁾している。

この願書の中には、将来善助によって、胡麻・種子・檀子などの紋メ草の買占めが行われ、城下の紋メ草が不足する事態が起きるのではなからうかということも述べられている。また、在方では、薪や原料が安価なため油の生産費が安くつき、城下よりも下値で販売できるということからも、在方での油木商売は城下にとって都合が悪いわけである。

そのため、「善助え被仰付ゆ御運上銀札高、惣町油屋中御上納仕」といふように、善助の運上を城下油屋が負担してもよいという条件すら提示している。

ところが、城下の運上負担という条件にもかかわらず、善助の油木は直に差止められていない。安永四年十一月四日に藩は「御懸合成ゆ⁽⁶⁾」ということで、善助の一件を一段落させている。また、門外油木についても今後は、「願出ゆ者有之ゆ共不被仰付ゆ⁽⁷⁾」ということを城下油屋へ申し渡している。

ところで、下庄村善助と同じく安永三年に、小犬丸村利左エ門に対して、惣町油屋から嘆書が出されている⁽⁸⁾。彼については、篠藤光行氏の「農民的商品市場の成立過程⁽⁹⁾」の中で詳しく述べられている。

彼は、城下からの荷物の積出し業に加え、油・醬油製造など手広く営業し、城下商業に圧迫を加えている。

これに対して、中津の城下商人は、彼の営業を差止めてもらうため、彼が上納している運上高にプラスαの運上を負担するという条件を示している⁽¹⁰⁾。それだけ、小犬丸村利左エ門は、当時の城下商業にとって最大の敵として、城下商人からとらえられていたと考えられる。

利左エ門は、城下三里内の在方でありながら、運上を納めることによって、城下同様の商売を藩から認められている、一種の新興の特権商人としてとらえることができるようである⁽¹¹⁾。

しかしながら、前述した城下側の条件が効を發したのであるか、寛政二年八月以後、彼に対する嘆書がみられないところから、取りつぶされたようである。

次に、寛政年間についてみる。

寛政四年に、和井田村往左エ門に対して、城下油屋から「油木差留」の願書が出される⁽¹²⁾。

この和井田村往左エ門の油木は、「小犬丸村利左エ門え被仰付ゆ処、右之者相止め申ゆニ付⁽¹³⁾」許可されたものである。

彼の営業の差止めの願いを出した城下油屋へ藩は、今回、油の値段を「成たけ下直三相成ゆ様申合売出し可申ゆ⁽¹⁴⁾」ということを前面に出して、彼らの要求を受けられているようである。

利左エ門の営業差止めと往左エ門の営業開始との間に、どのようないきさつがあるかは不明である。周知のごとく油は、幕

府や藩の統制色が強いことから、「油木株」のようなものが存在しており、それを所有していれば、門外三里内油木営業禁止にもかかわらず、門外三里内でも営業が許可されていたのではなからうか。

ところで、前述した下庄村善助・小犬丸村利左エ門らは、彼らが納めている運上と同等もしくはそれ以上の運上を城下油屋が負担するという一方で、営業が差止められているようだが、往左エ門の場合は、運上に関する一切触れられていない。それよりも「油値段」のことが問題とされている。

この「油値段」については、寛政二年八月、「油屋・醤油屋（中略）値段相互ニ申段下直ニ売弘ゆ」という申渡しを藩が行っている。また、幕府も「水油高直ニテ諸人難儀之事ニ付下直ニ」という触を寛政三年に出している。生活必需品である油の値段を下げることに、幕府や藩は力を注いでいるわけである。

さらに、この時期の物価を米価変動指数で表五に示してみた。これによると、寛政二年から同四年にかけて、急激に物価が上昇していることがわかる。

以上のことから、和井田の一件で運上に関することが触れられていないということを考えてみると次のようになる。

この寛政初年の頃は、運上そのものを問題にするよりも、物価調整という問題が差迫っており、物価を下げるのが急務であったということ。つまり、物価問題が、この時期の藩政の重要課題となっていたということである。

表五

	中津	大坂
宝暦 7	100	100
寛政 2	75.9	88.3
寛政 4	130.9	149.2

そのため、門外油木差止め問題にまで、物価を下げるのが、取り汰沙されたのではなからうか。また、逆に、門外商売そのものが城下の物価変動に大きく影響を与えているといえるのではなからうか。

その他、この時期の門外油木では、寛政十二年の加来村甚兵衛⁽¹⁶⁾、寛政九年の門外城下近接域の新屋敷栄次郎後家⁽¹⁹⁾などが挙げられる。

註 (1) 『市令録』諸商売之部明和六年二月

(2) 『市令録』諸商売之部明和七年九月五日

(3) 「惣町大帳」安永三年閏十月二日

(4) 「惣町大帳」安永三年閏十月二日の嘆書

(5) 「惣町大帳」安永三年閏十月二日

(6)、(7) 「惣町大帳」安永四年十一月四日

(8) 「惣町大帳」安永三年三月、安永三年三月、安永八年十二月二〇日

(9) 『経済学研』二一—四

(10) 篠藤氏の「農民的商品市場の成立過程」より

(11) 「惣町大帳」寛政二年八月二五日の条に、利左エ門配下の吉兵衛の油木商売に対する差止め願いが記載されている。これ以後、利左エ門に対する城下からの嘆書は、みられない。

(12) (14) 「惣町大帳」寛政四年閏二月十三日

(15) 「惣町大帳」寛政二年八月二五日

(16) 『御触書天保集成』諸商売之部寛政二年七月

(17) 牛島等「江戸時代の物価変動とその政策」(大分大学卒業論文未発表)五六頁・五七頁の表より作成

(18) 「惣町大帳」寛政十二年八月二九日

(19) 『市令録』諸商売之部寛政九年九月

㊦ 油の流通について

幕藩体制下における流通機構は、各地の物資を大坂へ集め、そこで取引をする、大坂問屋を通すのが本来の姿である。大坂

へ諸国の物資を集めるのも本来は江戸積寄せのためである。そのため幕府は再三再四大坂へ菜種・油等を積寄せよう触を出している。⁽¹⁾

以上のような流通のしくみをふまえ、ここでは、中津城下における油の流通について生じた問題を取り上げることとする。寛政十二年十一月に、城下惣油屋から、播磨屋源石衛門・同茂平兩人による生月又左エ門方の油買入れ問屋御免願いに対する差止め願いが出されている。⁽²⁾

この生月又左エ門が、大坂商人ならば問題がないのであるが、彼が、平戸藩領生月島の者であるがために、問題が生じるのである。

城下惣油屋が、播磨屋兩人の間屋願いに反対する願書の中で、大坂・鞆・下関の間屋と取引する上での利点を述べているがそれを次に示してみる。

①得意問屋が多い。②油を入用分宛送ってくる。③契約後、油の値段が上がっても、契約時の値段のまままでよい。④の場合でも、これは、適用される。④その都度代金を支払うことができなくても、油は送ってくる。⑤代金支払いが遅れても、油の値段は、高くなることはない。⑥油を仕入れるだけではなく、他の諸用にも便利である。

一方、生月又左エ門との取り引きについては、次のような欠点を掲げている。

①安値で買取ると、油を送ってこない。②相応の値段で契約しても、契約した内容通りきちんと油を送ってこない。以上の二点である。

そして、「油問屋此御地え被仰付ゆハ、却而油不自由ニ相成、其上此御地問屋之口銭程は眼前ニ高直ニ罷成ゆは必然」⁽³⁾「曾而下直ニ相成申間敷」と付け加え、播磨屋兩人への油問屋差止めを強く願っている。

この願い出に対して、藩は、寛政十三年三月に、「兩人願ニは下直ニ商売致ゆ段申出ゆへ共、油屋共多人数難儀之趣ヲ以兩人願不申付ゆ」という見解を示している。⁽⁵⁾

結局は、城下油屋の要求が、通っている。

ところで、「油屋多人数之儀」ということを理由にして、藩は、両人の願いを差返している。ここに、新興の間屋を排斥していかうとする城下油屋の姿勢、旧来からの商人を保護していかうとする藩の態度が表れているといえるだろう。

以上、播磨屋両人の一件についてみてきたわけであるが、さらに考えを深めていくと、中津という城下町において、大坂を中心とする中央市場と大坂を通さない流通ルートの小さな争いが生じているということがいえるのではなからうか。

前述した幕府の積寄せ促進政策に加え、大坂問屋自身も、仲買や地方商人に商品の代金の延払いを認めたり、品物が他へ流出することを防止するため、前銀を渡すというように、地方商人を支配することによって、物資の確保に努めている。

中津城下の油屋もこの大坂問屋の支配下にあるわけである。これに対して、生月又左エ門と播磨屋との取り引きは、完全に中央市場を通さないものである。

表向きは、城下内における油屋の争いではあるが、その裏には、大坂問屋とその支配から抜け出た生月との争いがあるといえるのではなからうか。

註 (1) 「御触書寛保集成」諸商売之部宝曆九年八月、「御触書天明集成」諸商売之部明和三年三月、同七年八月、安永五年十二月「御触書

天保集成」諸商売之部寛政三年七月

(2) (4) 「惣町大帳」寛政十二年十一月十六日

(5) 「惣町大帳」寛政十三年三月

(三) 他所醬油について

他所醬油商売は、明和元年に一時「勝手次第」とはなったが、その後、明和七年の高田・下関醬油の販売禁止に続いて、寛政十二年十一月にも同様の申渡しがなされる。次の史料がそれである。⁽¹⁾⁽²⁾

一、近來他所^ヲ酒・醬油・酢取寄致売買^ハ者多く有^レ之^ハ、右之品は御当地ニ而出来^ル品ニ有^レ之^ハの間、比已後決而他所^ヲ取寄
 売^ハ儀御停止ニ被^レ仰付^ル、依之他所^ヲ酢・醬油ニ不相替^ハ様、遊分入念売買^ハ様被^レ仰付^ル、
 一、酒・酢・醬油ニ不限、却而何品ニ而も御当所ニ而出来^ル品は、他所^ヲ不取寄、当所ニ而出来^ル品ニ而間合^ハ様可致旨被
 仰付^ル (後略)

(「惣町大帳」寛政十二年十一月二七日)

他所の品物の売買を禁止し、領内産の品物を第一に商せよということである。
 また、同年十二月に出された醬油屋中の願書の中に次のようなものがみられる。

一、(前略) 此節他所醬油商売御差留^ニ付、町場ニ而小売店御差留被^レ仰付^ル段被^レ仰渡、願書十五日ニ御差返し^ル成^ル(中略)
 十四日、尤他所醬油ニ不相背^ハ様出来^ル哉御座^ハ成直段差出^ル様被^レ仰付^ル、

(「惣町大帳」寛政十二年十二月)

この史料にもみられる他所醬油商売禁止という藩の方針にもかかわらず、寛政十三年二月十八日には、城下商人である備前
 屋泰助・対馬屋保助の兩名が、関醬油二・三ヶ年御免を願ひ出ている。しかし、藩は、この兩名に許可を与えていない。
 以上のことから、他所醬油に関して次のことが考えられよう。

領内産の醬油の保護が、藩の方針であるということ。また、「関醬油」など特定地域の醬油商売の願書が出されたり、「他
 所醬油ニ不相背^ハ様出来^ル哉御座^ハ成直段差出^ル様被^レ仰付^ル」などから、領内産の醬油の品質が、他所のものより劣っていたか、
 兩者の間の価格差が問題になっていたのではなからうか。尚、品質、価格が、具体的にどのようなように違っていたのかは、現段階
 では不明である。

註 (1) 『市令録』諸商売之部明和元年

(2) 「惣町大帳」明和七年十一月二四日

四魚商売について

城下において、細川期から生魚・あい物商売が許可されているのは、古魚町・舟町である。⁽¹⁾ この二町と他町・他所者・特に小祝商人との間で、生魚・あい物商売をめぐる争いが中津城下町では展開されていく。⁽²⁾

古魚町、舟町から、天明二年に次のような願書が出されている。

乍恐奉願口上之覚

一、古魚町・船町辻近辺限り、古来る生魚・相物売来致渡世取続申ゆ所、近年は他町其外御門外迄も余分ニ取扱ゆ（中略）何卒以御慈悲他町魚類商売之所御停止被仰付被下置ゆハ、私共渡世取続仕度奉存ゆ、

（後略）

（「惣町大帳」天明二年正月）

古魚町・舟町は、この願書の他に「願番ニ而二・三人宛毎日指出、町中魚・相物商売おろし売吟味仕度」ということを天明二年二月に申出ている⁽³⁾し、「先年願ゆ節も不被仰付、其後運上拾枚可差上趣有之ゆ」というように⁽⁴⁾、運上を差出して、何とか自分の權益を守って行こうとする動きに出ている。

天明期の一部の史料のみ掲げたが、その他の時期も含めて、町人側の動きに対する藩の対処をまとめると、表六のようになる。⁽⁵⁾

この表から、古魚町・舟町にのみ許可されていた魚商売が、藩の許可もあって、あい物を皮切りとして、生魚以外の魚商売に、他町の者による介

表六

細川期	・古魚町、舟町辻辺において生魚相物商売許可で地町は禁止——城下魚商売の原則
享保年間	・他町において生魚禁止 ・他所者入込魚商売禁止（享保9年）
天明2年	・おろし売禁止
寛政4年	・古魚町のみ生魚許可 ・あいもの商売はいずれの町でも許可 ・他町でのざる売りは禁止 ・他の者への店借し禁止

入が進行してきていることがわかる。

註 (1) 「惣町大帳」天明二年二月二日

(2) 表六参照

(3)、(4) 「惣町大帳」天明二年二月二日

(5) 「惣町大帳」天明二年二月二日、寛政四年二月二日、「市令録」御触之部享保九年の記事より作成

(四) 小祝について

小祝は、小倉藩領でありながら、中津城下町に対して何らかの形でかかわっており、中津城下町商業を考えて行く上で避けて通ることのできない存在である。

小祝と中津城下のかかわりを時代を追ってみてみることにする。

まず、「記註撮要」享保三年十月十九日の条によると、三ノ丸への城下商人入込許可の際に、他領である小祝の者にも同様の処置がとられている。また、同じく享保十四年九月二十九日の条によると、享保九年の他所者入込魚商売禁止の触にもかかわらず、小祝の者の城下内での魚商売が認められている。

一方、小祝は、城下町内での商売だけでなく、城下の荷積にもかかわってくる。荷積の方は、商売のように許容範囲が広いというわけではなく、小祝船の「船改」を遠見番役へ申渡し、制限を加えている⁽¹⁾。

次に、明和年間について、「惣町大帳」でみてみることにする。

明和五年十二月の記事によれば、城下からたばこ・こんにやく玉などを小祝へ売渡す時は、「売元を連上御役所へ相断切符を取持運ゆ⁽²⁾」という手続が必要であり、これに違反すれば、役人による詮議が行われていたようである。

明和七年には、小祝の者の城下出入が「御免」になっている⁽³⁾。享保初年には、城下郭内の出入が許可されていたが、それが

そのまま明和年間まで受け継がれていたならば、改めて「御免」となるはずがない。おそらく、享保から明和年間にかけて小祝の者の城下出入が、規制されていたのであろう。

明和年間は、商売に関しては、規制が厳しくなっているようだが、城下への出入については、緩和されているようである。

註 (1) 「記註撮要」(巻二十)享保十七年四月三日、宝曆三年五月二四日

(2) 「惣町大帳」明和五年十二月

(3) 「市令録」御触之部明和七年十二月二四日

(六)安永初年の城下

ここでは、安永三年に惣町町年寄から出された嘆書を通して、安永初年の城下の状況をみていくことにする。

安永三年正月に、城下町年寄六名の連名で出されている「乍恐申上ゆ口上之覚」⁽¹⁾は、城下近郊一里内の宮永・繩手に新規の「商売見世」ができ、その上、従来から「見せ」のあった碓瀬村・菅津村・川向辺・小祝村などが繁昌して、近年城下は衰微し、町中の者が困窮しているという内容から始まっており、さらに、本文を追って行くと、城下衰微の理由として、以下のようになっている。

(前略) 御口屋入穀御停止被遊ゆニ付、在中之者は、穀類外之物無御座ゆニ付、穀類御門外ニ而売払買物等も御門外ニ而相弁ゆニ付、町場ニ参ゆニ不及、又東辺ニ而は質物等も受申ゆ節も穀質ニ入替ゆ故、自由能御座ゆニ付、宿持参致次年ニ其所ニ而買物等相仕廻方勝手能御座ゆ故、此辺大概扨里程東ハ一向御当町ゆ者出来申ゆニ付、近辺他領又は御門外ニ而年々小商人、諸職人相増し、町場次第ニ減少仕ゆ、右之通御座ゆ得は、如何仕ゆ而も家業取続不申、町中之者渡世無御座ゆ⁽²⁾

(後略)

口屋の穀留によって在方の者が、穀類を門外で売払い、そこで諸品を調べてしまうため、城下への人出が減少しているわけである。

穀留により門外店が繁栄しているため、城下の小商人・諸職人が、門外へ出て行くという現象もみられている。⁽³⁾
彼らの様子をもう少し詳しくみてみることにする。

(前略) 去秋已來、穀類高直ニ相成、小身之者諸職人等至極難儀仕、及飢餓ゆ者町中數多御座ゆ(中略) 町場小商人、在中へ日々小々宛之売物持参仕、右代米取付等初秋御年貢御收納も米三升宛御口屋入申儀ニ御座ゆ處、近年者(中略) 小商人 在中ニ而取付等ゆ米も御門外ニ而下直ニ売払、町内ニ而少々宛之飯米等相調ゆ様相成、小身之者諸職人等は別而極々難儀仕ゆ⁽⁴⁾(後略)

穀留のため、小商人・諸職人は、代米すら門外で売払わざる得ない状況下にあるようである。

彼らに対して、町としても「少々宛之助力」を試みてきたのだが、「穀類高直」とそれに伴う「諸色共ニ高直」のために、「何分致ゆ而も無御座ゆ」状態に陥り、町は、拝借米及び「御口屋入穀」を願ひ出ている。⁽⁵⁾

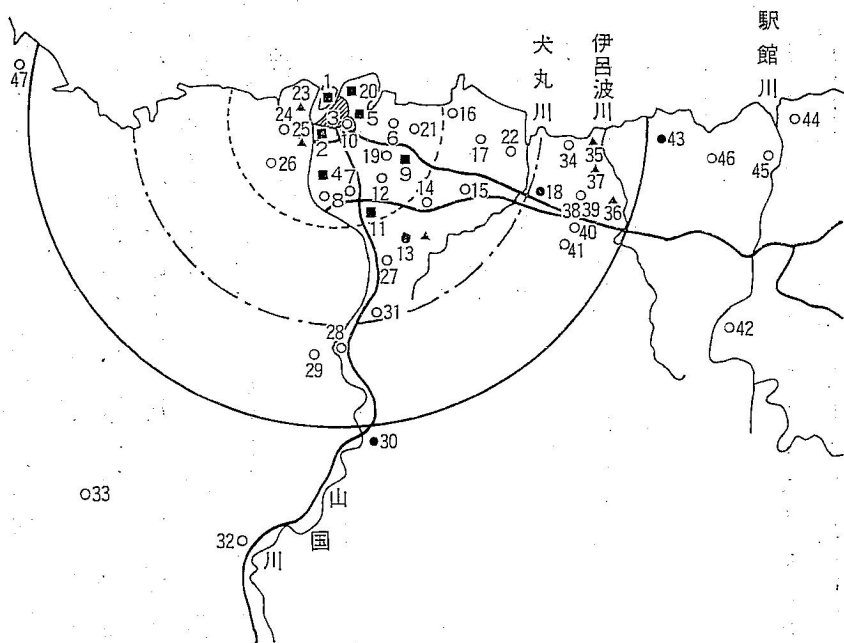
以上のような状況に対して、藩は、二月に「御郭外へ在る売物家向後被仰付間敷(中略) 当日中御口屋御免被成ゆ」という処置をとっている。⁽⁶⁾

藩のこのような処置にもかかわらず、三月に、再度町年寄から門外店に対する嘆書が出される。⁽⁷⁾

それによると、二月の門外店禁止にもかかわらず、萱津・御手洗辺⁽⁸⁾に加え、最近鑄矢堂にまで店が出来、在方の者が、門外店で在方からの売物を売払い、入用の品を調べ、「少々之直段之高下も不抱、早速用事相済ゆを便ニ在町場迄参込不申ゆ」ということのため、城下は、相変らず「商事手せハ相成ニ付、自然と諸色も無數罷成直段も高直ニ相成(中略) 近年町中ニ而身上潰ゆ者多有之⁽¹⁰⁾」といった状態である。

城下としては、このまま門外店を見過せば、これまで以上に城下を圧迫し、城下を窮地に追い込む場所にまで「商見世⁽¹¹⁾」が

周防灘



(註)

- 街 道
- 城下から1里
- 城下から2里
- 城下から3里
- ▨ 城下町
- ……酒
- ▲ ……油 木
- ……門外店商売

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
小	壹	出	宮	砦	東	万	高	鑄	中	相	池	加	大	福	田	諸	植	金	大	大	今	小	広
	小							矢					悟							新		犬	
祝	津	屋	永	瀬	浜	田	瀬	堂	殿	原	永	来	法	島	尻	田	野	手	江	田	津	丸	津
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
和	中	佐	牛	原		白	平	津	宮	布		下	敷	下	大	佐	捍	尾	長	中	乙	椎	
井		ノ	青					津	庄				敷	根		永		須					
田	村	知	首	井		木	田	民	熊	部		庄	田	田	川	野	田	井	州	賀	女	田	

出来てしまうことを懸念して、「新規之見世」⁽¹²⁾の差止めを要求している。

安永三年の正月から三月にかけて、町年寄の嘆書の中に登場してくる門外店を図二に示してみる。

図二から、以前から存在している店は、城下隣接域であり、「新見世」は、街道沿いにみられることがわかる。在方の者が、城下へ入り込むのを阻む位置に門外店が出来ている。

この時期における門外店商いが、城下一里内で行われていたということから、城下の小商人・諸職人も門外店へ流出しやすかったといえるであろう。また、その門外店の影響を一番大きく受けているのは、問屋などの城下上層部ではなく、城下の下層の者であるともいえよう。

註 (1) 「惣町大帳」安永三年三月二十九日の記事中に、安永三年正月付の「乍恐申上外口上之覚」が記されている。

(2) (1)の「乍恐申上外口上之覚」より

(3) 篠藤氏「藩政改革の研究」(『経済学研究』二一—三)の表三によると、城下人口指数は、享保六年を100とした時、明和五年が、80・0、安永三年が、76・0となっている。

(4)、(5) (1)の「乍恐口上之覚」より

(6) 「惣町大帳」安永三年三月二十九日の記事中の安永三年二月付の記事

(7) (9)~(12)「惣町大帳」安永三年三月二十九日付の「乍恐口上之覚」

(8) 地名ではない。御手洗川筋を指すものと思われる。相原付近か。

四、結 び

二、三を通して、十八世紀の中津城下町商業をみてきたわけであるが、ここで、振り返ってみることにする。まず、口屋の設置、三里内四商売禁止などによって、奥平藩政の城下町商業保護政策はスタートする。

口屋の存在は、安永初年の城下の項でも述べたように、城下町商業保護とは、逆の効果を生み、特に、城下下層民の生活に危機を及ぼす。

一方、三里内四商売禁止は、門外酒造の項で述べたように、酒造に関して、発令直後から修正をみるようになる。酒造は、三里内でも株を所有していれば、営業を差止めないという方向へ藩の方針が変化していく。

油木は、三里内でも場所によっては、営業が認められるという者も出現してくるようになる。

この二商売からだけではあるが、「三里内四商売禁止」は、画一化されたものとして実施されていないといえる。

また、この十八世紀に城下商人から問題視されるのは、酒造と油木であり、他の二品目については、取り沙汰されていない。酒造と油木にしても門外での現れ方は異なっている。同一の場所に、二品目とも営業されてはいないのである。

酒造は、城下から東三里付近及び山国川沿いに見られ、油木は、城下から一里内の山国川左岸、城下から東三里付近の伊呂波川の下流に近い地域にみられる。(図二参照)

城下町商業保護ということで、当初四商売に限定はしていたものの、城下商業を脅かすものは、そのみではない。門外店における諸商売も城下商業を圧迫してくるようになる。むしろこの問題の方が、四商売よりも城下にとっては、深刻化しているようである。特にその状態は、安永三年に一挙に表面化してくる。

門外店は、城下を取り囲む城下近接域と街道筋に沿って存在している。但し、この場合問題となっているのは、郡方支配に属する地域であって、町支配門外は、問題視されていない。

さらに、小祝という他領の村までが、その地理的位置の有利さから、城下商業へ力を加えてくる。他領であるが故に、藩としても策が施せないといった状況である。

この小祝が、介入してくる商売に、魚商売がある。中津城下の魚商売は、城下町内部の商人の対立として問題が生じてくる。魚商売を当初から許可されている古魚町に、他の町が、新たに進出し始め、次第に、古魚町が持っていた魚商売について

の益限がせばめられていく。

他に、問屋内部での流通をめぐる対立、旧来の商人の新興商人への圧力等々、城下商人内部にも問題が生じている。

特に、安永初年に至るまでの城下の人口減少、おそらくその具体的な現象であろう城下下層民の門外流出は、興味のある問題である。

奥平入部からおよそ八〇年間で、当初に示された藩の城下商業に対する政策が、そのままの形では、うまく機能しえない状況が生まれてきている。

付

小稿をなすにあたっては、豊田寛三先生・西別府元日先生に、御教示をいただいた。また、史料閲覧に際しては、中津市立図書館の方々に、御世話になった。記して謝意を表したい。